

第 1 回 決算特別委員会会議記録

日 時 令和元年9月2日(月曜日)
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前11時 2分 開会
午前11時57分 散会

付託事件

一般会計及び特別会計決算に関する事項

1 本日の会議に付した事件

- (1) 委員長の互選について
- (2) 副委員長の互選について
- (3) 議案説明
- (4) 今後の審査の日程等について

2 出席委員(12名)

委員長	内藤丈男君	副委員長	木本信太郎君
委員	萩谷慎一君	委員	中庭次男君
委員	綿引健君	委員	後藤通子君
委員	森正慶君	委員	黒木勇君
委員	大津亮一君	委員	栗原文隆君
委員	袴塚孝雄君	委員	福島辰三君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議長 安藏栄君

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	田尻充君	副市長	秋葉宗志君
市長公室長	武田秀君	総務部長	荒井宰君
財務部長	園部孝雄君	市民協働部長	鈴木吉昭君
生活環境部長	川上幸一君	保健福祉部長 兼福祉事務 所長	大曾根明子君
産業経済部長	小田木健治君	建設部長	渡邊雅之君
都市計画部長	高橋涼君	会計管理者 兼会計課長	小田木義弘君
消防長	小泉直紀君	消防次長	石川隆君

教 育 長 本 多 清 峰 君 教 育 部 長 增 子 孝 伸 君

選挙管理委員会
事務局長 石 田 顕 男 君 監 査 委 員 長
事務局長 綿 引 信 明 君

農業委員会
事務局長 横 山 英 雄 君 財 政 課 長 梅 澤 正 樹 君

6 事務局職員出席者

事務局長 小 嶋 正 徳 君 事務局次長
兼総務課長 関 谷 勇 君

議事課長 永 井 誠 一 君 議 事 係 長 網 島 卓 也 君

書 記 嘉 成 将 大 君 書 記 島 田 祐 輔 君

午前11時 2分 開会

○安藏議長 それでは、引き続き、御苦労さまでございます。

本日は最初の委員会でございますので、初めに、正副委員長の互選をお願いし、委員会を進めていただきたいと存じます。

それでは、年長の委員の方に臨時に委員長の職務をおとりいただきまして、まず委員長を選出していただきたいと存じます。

出席委員中、年長の方は福島辰三委員でございますので、どうぞよろしく願いをいたします。

〔臨時委員長 福島辰三君委員長席に着く〕

○福島臨時委員長 それでは、年長ゆえに、暫時、臨時委員長の職を務めさせていただきます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

委員長の互選

○福島臨時委員長 それでは、委員長の互選を行いたいと思いますが、どのような方法で決定するか御意見を承ります。

袴塚委員。

○袴塚委員 私は、円満な委員会の運営のためにも、指名推選で委員長の互選をさせていただきたいと思えます。

○福島臨時委員長 ただいま、袴塚委員から発言ありましたように、指名推選ということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福島臨時委員長 御異議なしと認め、指名推選といたします。

それでは、袴塚委員より推選される方の発表をお願いいたします。

○袴塚委員 学識、識見ともにすぐれて、ハンドドル役も的確な内藤丈男委員を委員長に推薦したいと思います。

○福島臨時委員長 ただいま、内藤丈男委員を委員長に推選されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福島臨時委員長 御異議なしと認め、内藤丈男委員長に決定させていただきます。

それでは、委員長から御挨拶をお願いいたします。

〔臨時委員長 福島辰三君退席、委員長 内藤丈男君委員長席に着く〕

委員長 内藤丈男君就任挨拶

○内藤委員長 ただいま委員長に選出されました内藤でございます。

何分ふなれでございますが、委員の皆様方の御協力をいただきまして、委員長としての職を務めてまいりたいと存じますので、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

副委員長の互選

○内藤委員長 それでは、次に副委員長の互選を行いたいと思いますが、どのような方法で行うかお諮りいたします。

袴塚委員。

○袴塚委員 委員長と同じく指名推選でお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○内藤委員長 ただいま、袴塚委員から発言がありましたように、指名推選の方法により行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内藤委員長 御異議なしと認め、それでは、ただいま発言されました袴塚委員から推選する方の氏名を公表していただくことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内藤委員長 それでは、袴塚委員から推選する方の氏名を発表願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 私は、副議長も経験され、的確な補佐役として適任の木本信太郎委員を副委員長として推選をさせていただきたいと思いますので、よろしくお取り計らい願います。

○内藤委員長 ただいま袴塚委員から木本委員を副委員長に推選されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内藤委員長 御異議なしと認め、木本委員が副委員長に当選されました。

ただいま当選されました木本副委員長から、就任の御挨拶をお願いいたします。

〔副委員長 木本信太郎君副委員長席に着く〕

副委員長 木本信太郎君就任挨拶

○木本副委員長 ただいま副委員長に御指名いただきました木本でございます。

委員長の補佐役として、円滑な委員会運営に向け努めてまいりますので、皆様、御協力どうぞよろしくお願いいたします。

議案説明

○内藤委員長 それでは、これより議事に入ります。

まず初めに、認定第1号 平成30年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定についてにつきましては、いまだ当特別委員会に付託されておりませんが、前例に倣い、執行部より議案の説明をお願いいたします。

○園部財務部長 それでは、認定第1号の平成30年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定については、一般会計及び10の特別会計の決算について、地方自治法の規定に基づき監査委員の審査意見をつけて認定に付するものでございます。

決算内容につきましては、議案書⑦の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する

調書により説明させていただきます。

まず、一般会計の歳入から御説明申し上げます。

議案書⑦の2ページ、3ページをお開き願います。

第1款市税につきましては、予算に対する収入率は99.9%となっており、調定額に対する徴収率は96.3%で、昨年度から0.7ポイント改善しており、各項ごとの収入率につきましては、第1項市民税が100.1%、第2項固定資産税が100.2%、第3項軽自動車税が97.3%、第4項市たばこ税が95.2%、第5項都市計画税が100.1%となっております。

4ページ、5ページをお願いいたします。

第2款地方譲与税は、収入率が102.3%、第3款利子割交付金は114.1%、第4款配当割交付金は86.7%、第5款株式等譲渡所得割交付金は73.6%、第6款地方消費税交付金は103.3%、第7款ゴルフ場利用税交付金は108.7%となっております。

6ページ、7ページをお願いいたします。

第8款自動車取得税交付金は収入率94.1%、第9款国有提供施設等所在市町村助成交付金は94.6%、第10款地方特例交付金は100.8%となっております。第11款地方交付税は99.0%となっており、そのうち普通交付税は100.0%、特別交付税は98.0%となっております。第12款交通安全対策特別交付金は88.2%となっております。

第13款分担金及び負担金は、収入率が88.1%となっておりますが、こちらにつきましては、第1項負担金のうち、8ページ、9ページ、第2目の民生費負担金のうち、保育所利用者負担金が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

10、11ページをお開き願います。

第14款使用料及び手数料は、収入率が96.5%となっております。そのうち、第1項使用料は94.6%となっており、これにつきましては、12ページ下段からの第6目土木使用料のうち、15ページ、第4節住宅使用料が見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、16、17ページ、第2項手数料は98.7%となっております。

次に、ページが飛びまして、20ページ、21ページをお開きいただき、第15款国庫支出金は、収入率が85.4%で、予算額に比べ約45億6,400万円の減となっておりますが、翌年度に繰り越した財源を加えますと、実質的な収入率では93.9%となっております。このうち、第1項国庫負担金は、収入率は97.1%で、22ページ、23ページ、第2項国庫補助金は73.0%となっておりますが、これは繰り越しの影響によるものでございます。

次に、30ページ、31ページをお開き願います。

上段、第3項委託金は、収入率96.1%となっております。下段の第16款県支出金は、収入率93.1%で、予算額に比べ約6億1,300万円の減となっております。こちらについては、翌年度に繰り越した財源を加えますと、実質的な収入率では94.5%となっております。このうち、第1項県負担金は93.3%、32ページ、33ページ、下段の第2項県補助金は89.1%となっております。

次に、40ページ、41ページをお開き願います。

第3項委託金は、収入率110.1%となっております。

次に、42、43ページ、第17款財産収入は、収入率59.1%となっております。こちらにつきましては、44、45ページ、第2項第1目の不動産売払収入が見込みより少なかったことなどによるものであります。

その下段、第18款寄附金につきましては、収入率89.2%となっております。

次に、46ページ、47ページ、第19款繰入金は収入率93.4%となっております。

次に、48ページ、49ページ、第20款繰越金は収入率102.3%、第21款諸収入は102.8%となっております。

次に、60ページ、61ページをお開き願います。

第22款市債につきましては、翌年度への繰り越しの影響で収入率78.6%となっております。

次に、64ページ、65ページをお開き願います。

最下段でございますが、歳入合計につきましては、予算現額1,505億8,349万2,243円に対し、調定額1,418億9,516万8,795円、収入済額は1,390億3,150万6,418円で、収入率が92.3%となりました。また、不納欠損額が3億1,852万2,064円、収入未済額は25億4,514万313円となっております。

歳入については、以上でございます。

○小嶋事務局長 続きまして、歳出でございます。

同じく議案書⑦の66、67ページをお願いいたします。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費につきましては、執行率は95.6%となっております。主な内容につきましては、議員報酬、議会事務局職員の人件費、議会の活動経費でございます。

○荒井総務部長 続きまして、第2款総務費につきましては、68、69ページをお開き願います。

執行率は91.1%となっております。そのうち、第1項総務管理費につきましては、執行率は90.6%となっております。執行内容の主なものにつきましては、ページが飛びますが、72、73ページをお開き願います。

第5目財産管理費におきましては、旧山根小学校利活利用事業に向けた整備等を実施しております。

74、75ページをお願いいたします。

第6目新庁舎整備費におきましては、平成28年度から平成31年度までの継続事業として、新庁舎建設事業を推進いたしました。

76、77ページの第8目交通政策費におきましては、自転車通行空間の整備や路線バスの運行支援などを実施しております。

ページが飛びますが、80、81ページでございます。

第13目国民体育大会費におきましては、本大会の開催に向けた準備と競技別リハーサル大会の開催のための経費を支出いたしております。

ページが飛びますが、84、85ページをお願いいたします。

第17目市民センター費におきましては、鯉淵市民センター及び妻里市民センターの建設事業等を実施い

たしました。

86, 87ページの第19目防災諸費におきましては、防災行政無線の再整備や防災用自動起動ラジオ整備事業等を実施しております。

ページが飛びますが、90, 91ページをお願いいたします。

第21目生活安全費におきましては、国体開催に向けた防犯カメラ設置等を実施いたしました。

ページが飛びますが、94, 95ページをお願いいたします。

第27目水戸黄門ふるさと基金費におきましては、寄附者に対し水戸市の特産品等を贈呈する経費等を執行しております。

第1項総務管理費につきましては、以上でございます。

○園部財務部長 同じページの下段でございます。

第2項徴税費につきましては、執行率は98.2%で、執行内容の主なものは、市税の賦課と徴収に係る人件費及び事務経費であります。

○鈴木市民協働部長 98, 99ページをお開き願います。

第3項戸籍住民基本台帳費につきましては、執行率90.8%となっております。執行内容の主なものとしたしましては、戸籍住民基本台帳などに係る事務処理費や個人番号カードの交付に要した経費でございます。

○石田選挙管理委員会事務局長 続きまして、同じページの下段をごらん願います。

第4項選挙費につきましては、執行率91.5%となっております。執行内容の主なものにつきましては、次の100, 101ページをお開きいただきまして、第3目諸選挙費におきまして、県議会議員一般選挙に要した経費でございます。

○武田市長公室長 続きまして、102, 103ページをお開き願います。

第5項統計調査費につきましては、執行率は95.1%となっております。執行内容の主なものにつきましては、第1目統計調査総務費、第2目諸統計調査費において、統計事務に従事する職員、住宅土地統計調査に係る人件費等でございます。

○綿引監査委員事務局長 同じく、104, 105ページをお開きください。

第6項監査委員費につきましては、執行率は99.4%となっております。執行内容の主なものにつきましては、監査委員及び事務局職員の人件費、各種監査等に要した経費でございます。

○大曾根保健福祉部長兼福祉事務所長 同じく、104, 105ページ、第3款民生費につきましては、執行率94.3%となっております。

第1項社会福祉費につきましては、執行率は97.2%となっております。執行内容の主なものにつきましては、第1目社会福祉総務費におきまして、民生委員児童委員活動の推進や福祉ボランティア会館の管理運営に要する経費、106, 107ページをお開きいただきまして、第2目障害福祉費において、各種障害福祉サービスの提供に要する経費、108, 109ページをお開きいただきまして、第3目高齢福祉費において、在宅高齢者の生活を支援する経費、112, 113ページをお開きいただき、第6目医療福祉費におきまして、マル福に係る経費、第7目後期高齢者医療費において、県広域連合への負担金等を執行したのもの

でございます。

続きまして、114、115ページをお開き願います。

第2項児童福祉費につきましては、執行率89.4%となっております。執行内容の主なものにつきましては、第1目児童福祉総務費におきまして、子育て支援・多世代交流センターや子ども発達支援センターの運営に係る経費、116、117ページをお開きいただき、第3目児童措置費において、児童手当、児童扶養手当の支給、民間保育所等の運営に係る経費、118、119ページをお開きいただき、第4目児童福祉施設費において、放課後児童健全育成事業の経費、第5目保育所費において、市立保育所の運営に係る経費を執行したものでございます。

続きまして、120、121ページをお開き願います。

第3項生活保護費につきましては、執行率97.3%となっており、執行内容の主なものにつきましては、122、123ページの第2目生活保護扶助費において、被保護者に対する扶助費を執行したものでございます。

続きまして、第4項災害救助費につきましては、執行率は50.3%となっており、執行内容の主なものにつきましては、第1目災害救助費において、被災者に対する災害見舞金の支給などを執行したものでございます。

124、125ページをお開き願います。

続きまして、第4款衛生費につきましては、執行率は85.4%となっております。

第1項保健衛生費につきましては、執行率は82.0%となっております。執行内容の主なものにつきましては、第1目保健衛生総務費におきまして、地域医療に係る経費や妊婦健康診査に対する公費負担、126、127ページをお開きいただき、第2目予防費において、各種予防接種費用の公費負担、第3目健康増進費において、がん検診等の推進に係る経費、128、129ページをお開きいただき、第4目診療所費におきまして、水戸市休日夜間緊急診療所の運営に係る経費、第5目保健所費において、(仮称)水戸市保健所整備に係る経費や(仮称)水戸市動物愛護センター整備に係る経費、130、131ページをお開きいただき、第6目墓園埋葬費におきまして、市営墓地の維持管理に係る経費、第7目斎場費におきまして、斎場の管理運営に係る経費及び新斎場整備に係る基本計画策定等に係る経費を執行したものでございます。

○川上生活環境部長 132、133ページをお開き願います。

第2項清掃費につきましては、執行率86.7%となっております。主なものにつきましては、134、135ページをお開きいただき、ここから137ページまでの第2目塵芥処理費におきまして、ごみ収集運搬、処理に係る経費のほか、新ごみ処理施設整備事業に係る経費を執行したものでございます。

次に、136ページ、137ページの下段をごらん願います。

ここから139ページまでの第3目し尿処理費につきましては、し尿の収集運搬、処理等に係る経費を執行したものでございます。

○園部財務部長 138ページ、139ページの最下段でございますが、第3項上水道費につきましては、水道事業会計への繰出金で、繰り越しがあるため、執行率は61.8%となっております。

○小田木産業経済部長 続きまして、140、141ページをごらん願います。

第5款労働費、第1項労働諸費につきましては、執行率は96.8%となっております。執行内容の主なものにつきましては、一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターに対する補助のほか、企業ガイドブックの作成など就労支援事業を執行したものであります。

続きまして、下段の第6款農林水産業費につきましては、執行率は90.8%となっております。第1項農業費につきましては、執行率は90.7%となっており、執行内容の主なものにつきましては、144ページ、145ページにまいりまして、第3目農業振興費につきましては、農地中間管理機構集積協力事業、農業・農村多面的機能維持事業等を執行したものであります。

146、147ページにまいりまして、第5目農地費につきましては、排水路の整備、県営土地改良事業に対する負担金など、農業基盤整備や農業集落排水事業への繰出金として執行したものであります。

152、153ページにまいりまして、第2項林業費につきましては、執行率は94.5%となっており、執行内容の主なものについては、市有林の管理等に要する経費を執行したものであります。

第3項水産業費につきましては、執行率は100%となっており、執行内容の主なものは、漁業組合に対する補助等を執行したものであります。

下段の第7款第1項商工費につきましては、執行率は80.2%となっております。執行内容の主なものにつきましては、154ページ、155ページにまいりまして、第2目商工業振興費として、中小企業等を対象とした市制度融資における利子補給や商店街の活性化、創業支援、企業立地促進補助等を執行したものでございます。

156、157ページにまいりまして、第3目観光費につきましては、インバウンド観光や広域観光の推進等を執行したものでございます。

○渡邊建設部長 続きまして、158、159ページをお開き願います。

第8款土木費につきましては、執行率73.8%となっております。

第1項土木管理費につきましては、執行率96.4%となっており、第1目土木総務費、第2目建築指導費ともに職員給与等が主なものでございます。

次に、160、161ページをお開き願います。

第2項道路橋りょう費につきましては、執行率70.2%となっておりまして、第1目道路橋りょう総務費については、道路行政にかかわる職員給与等でございます。

ページを返していただきまして、162、163ページでございます。

第2目道路維持費は、舗装道路の維持補修を行ったものでございます。

ページを返していただきまして、164、165ページでございます。

第3目道路新設改良費は、加倉井・開江線などの道路新設改良事業や狹隘道路整備事業、側溝新設改良事業を行ったものでございます。

166、167ページをお開き願います。

第4目交通安全施設整備費につきましては、通学路の整備等交通安全対策を行ったものでございます。

第5目橋りょう新設改良費につきましては、駅南中橋ほか2橋の長寿命化修繕工事を行ったものでございます。

第6目橋りょう維持費につきましては、橋りょうの定期点検を行ったものでございます。

第3項河川費につきましては、執行率88.6%となっております。

ページを返していただきまして、168、169ページをお開き願います。

第1目河川総務費につきましては、河川都市排水課職員の給与等でございます。

第2目排水路費につきましては、酒門町を初めとしました排水路の整備を行ったものでございます。

ページを返していただきまして、170、171ページでございます。

第3目河川改良費につきましては、石川川の改修などを行ったものでございます。

○高橋都市計画部長 170、171ページの下段をごらんください。

第4項都市計画費につきましては、執行率は72.7%となっております。執行内容の主なものにつきましては、第1目都市計画総務費におきまして、泉町1丁目北地区市街地再開発事業に伴う実施設計及び転出者に対する補償金等に対する補助金の支出を行ったところでございます。

次に、174、175ページをお開きいただき、第4目街路整備事業費におきまして、都市計画道路3・3・16号梅香下千波線を初め、各都市計画道路の整備を行ったところでございます。

下段、第5目都市下水路費におきまして、各都市下水路の整備を行ったほか、176ページからの第6目公園費におきまして、千波公園の整備を初め、公園施設の長寿命化改修を行ったところでございます。

続きまして、178、179ページをお開きください。

ページ下段、第5項住宅費につきましては、執行率は85.2%となっております。執行内容の主なものにつきましては、180、181ページの第2目住宅建設費におきまして、河和田住宅第8工区の新築工事を行ったところでございます。

○石川消防次長 続きまして、182、183ページの第9款消防費、第1項消防費につきましては、執行率99.3%となっております。執行内容の主なものといたしまして、第1目常備消防費におきまして、職員給与費、消防救急救助活動等に係る経費のほか、応急手当普及啓発事業や茨城消防救急無線・指令センター運営経費を執行したものでございます。

184、185ページをお開きください。

第3目消防施設費につきましては、高規格救急自動車、消防ポンプ自動車購入のための経費を執行したものでございます。

○増子教育部長 続きまして、186、187ページをお開きください。

第10款教育費につきましては、執行率は90.6%となっております。

第1項教育総務費につきましては、執行率96.6%となっております。執行内容の主なものにつきましては、188、189ページをお開きいただき、第3目学校教育指導費において、水戸スタイルの教育の推進に要した経費などでございます。

次に、192、193ページをお開きください。

第2項小学校費につきましては、執行率85.3%となっております。執行内容の主なものにつきましては、196、197ページをお開きいただき、第3目小学校建設費において、吉田小学校長寿命化改良事業やブロック塀の改修に要した経費などでございます。

第3項中学校費につきましては、執行率90.3%となっております。執行内容の主なものにつきましては、198, 199ページをお開きいただき、第3目中学校建設費において、中学校14校の空調設備整備事業や内原中学校屋内運動場長寿命化改良事業の実施に要した経費などでございます。

次に、200, 201ページをお開きいただき、第4項幼稚園費につきましては、執行率94.1%となっております。執行内容の主なものにつきましては、202, 203ページをお開きいただき、第3目私立幼稚園費において、私立幼稚園等の施設型給付に要した経費などでございます。

第5項社会教育費につきましては、執行率81.3%となっております。執行内容の主なものにつきましては、第1目社会教育総務費において、平成28年度から令和元年度までの継続事業である水戸城大手門復元整備事業の推進に要した経費などでございます。

○鈴木市民協働部長 216, 217ページをお開き願います。

第6項保健体育費につきましては、執行率93.4%となっております。執行内容の主なものとしたしましては、218, 219ページ、第2目体育施設費におきまして、東町運動公園新体育館の整備等を行ったものであります。

○園部財務部長 222, 223ページをお願いいたします。

第11款災害復旧費については、執行はございませんでした。

第12款公債費につきましては、市債の償還元金と利子であり、執行率は98.5%であります。

第13款予備費につきましては、当初予算1億円から台風による災害対応などに1,483万3,380円を充用したところであります。

224, 225ページ、最下段でございますが、歳出合計は、予算現額1,505億8,349万2,243円に対し、支出済額は1,335億2,088万7,910円で、執行率は88.7%、翌年度繰越額を加えた執行率は95.6%となり、不用額は65億9,819万4,370円となったものであります。

一般会計については、以上であります。

○大曾根保健福祉部長兼福祉事務所長 ここから、各特別会計について御説明いたします。

初めに、228ページからの国民健康保険会計について御説明いたします。

本会計の歳入総額は、234, 235ページをお開きいただきまして、最下段に記載のとおり、244億7,613万2,906円、予算に対する収入率は93.8%となっております。主なものは、228, 229ページにお戻りいただきまして、第1款国民健康保険税、230, 231ページの第4款県支出金でございます。

また、歳出総額は、246, 247ページをお開きいただきまして、最下段に記載のとおり、242億9,362万2,872円、執行率は93.1%となっております。主なものは、238, 239ページにお戻りいただきまして、第2款保険給付費、242, 243ページの第3款国民健康保険事業費納付金でございます。

○小田木産業経済部長 続きまして、250ページ、251ページをお開き願います。

公設地方卸売市場事業会計の決算につきまして御説明いたします。

本会計は、歳入総額が、252, 253ページのとおり11億4,431万8,978円で、予算に対する

収入率が143.5%となっており、主なものは第1款の市場使用料や施設使用料の収入であります。

256, 257ページにまいりまして、歳出総額は6億465万5,193円で、予算に対する執行率は75.8%となっており、主なものは市場再整備計画の策定や設備の改修工事など市場の管理運営に要する経費を初め、市債の償還金を執行しております。

260ページ, 261ページにまいりまして、駐車場事業会計の決算につきまして御説明いたします。

本会計は、歳入総額が1億6,163万3,656円で、予算に対する収入率は103.6%となっており、主なものは第1款の赤塚駅北口駐車場使用料及び第2款の一般会計からの繰入金であります。

262, 263ページにまいりまして、歳出総額は1億4,662万7,088円で、予算に対する執行率は94.0%となっており、主なものは赤塚駅北口駐車場の管理運営に要する経費及び駐車場整備事業に係る市債の償還金を執行しております。

続きまして、266ページ, 267ページにまいりまして、農業集落排水事業会計の決算につきまして御説明いたします。

本会計は、歳入総額が270ページ, 271ページのとおり、8億761万143円で、予算に対する収入率は105.5%となっており、主なものは第2款第1項の使用料, 第3款, 第4款の国, 県支出金, 第6款第1項の一般会計繰入金であります。

歳出総額は, 274, 275ページにまいりまして、7億5,157万5,133円で、予算に対する執行率は98.2%となっており、主なものは農業集落排水事業の維持管理や管路整備, 市債の償還金を執行しております。

○高橋都市計画部長 続きまして、東前第四土地区画整理事業会計について御説明いたします。

278ページ, 279ページをお開きください。

歳入総額は916万8,560円, 予算に対する収入率は95.5%となっております。主なものは一般会計繰入金, 繰越金でございます。

次に, 281ページをお開きください。

歳出総額は511万2,274円で、執行率は53.3%でございます。執行内容の主なものにつきましては、第2款の公債費でございます。

続きまして、東前第二土地区画整理事業会計について御説明いたします。

284ページからをお願いいたします。

286, 287ページ, 最下段でございます。歳入総額は3億192万5,663円, 予算に対する収入率は55.2%でございます。主なものは, 284, 285ページにお戻りいただいて、第2款財産収入, 第4款繰越金でございます。

288ページからの歳出について御説明いたします。

290, 291ページ, 最下段に記載のとおり、歳出総額は2億365万2,653円で、執行率は37.3%でございます。288, 289ページにお戻りいただきまして、主なものにつきましては、土地区画整理事業区域内の道路整備や建物などの物件移転補償などでございます。

以上でございます。

○荒井総務部長 続きまして、公共用地先行取得事業会計について御説明申し上げます。

294, 295ページをお開き願います。

歳入総額が2億141万2,192円、予算に対する収入率が81.3%となっており、先行取得した用地に係る借入金の元利償還に対する一般会計繰入金と公共用地先行取得事業に係る市債でございます。

296, 297ページをお開き願います。

歳出総額は2億136万1,192円で、執行率が81.3%となっておりまして、公共用地先行取得事業による用地取得費と先行取得した用地に係る借入金の元利償還金でございます。

○大曾根保健福祉部長兼福祉事務所長 続きまして、300ページからの介護保険会計について御説明いたします。

本会計の歳入総額は、306, 307ページをお開きいただきまして、最下段に記載のとおり228億7,047万7,928円で、予算に対する収入率は102.2%となっており、主なものは、300, 301ページにお戻りいただきまして、第1款保険料、第3款国庫支出金、302, 303ページの第4款支払基金交付金、第5款県支出金でございます。

また、歳出総額は322, 323ページをお開きいただきまして、最下段に記載のとおり218億1,899万9,762円で、執行率は97.5%となっており、主なものは、312, 313ページにお戻りいただきまして、第2款保険給付費、314, 315ページの第3款地域支援事業費でございます。

続きまして、介護サービス事業会計について御説明いたします。

326, 327ページをお開き願います。

本会計の歳入総額は4,212万7,889円、予算に対する収入率は86.9%となっており、主なものは、第1款のサービス収入でございます。

328, 329ページをお開きいただき、歳出総額は3,904万9,874円、執行率は80.5%となっており、主なものは、第1款指定介護予防支援事業費でございます。

続きまして、332ページからの後期高齢者医療会計について御説明いたします。

334, 335ページをお開きいただきまして、本会計の歳入総額は、ページ最下段に記載のとおり30億9,751万8,298円、予算に対する収入率は92.5%となっており、332, 333ページにお戻りいただきまして、主なものは、第1款後期高齢者医療保険料でございます。

338, 339ページをお開きいただきまして、歳出総額はページ最下段に記載のとおり30億9,464万3,231円、執行率は92.4%となっており、336, 337ページにお戻りいただきまして、主なものは、第2款後期高齢者医療広域連合納付金でございます。

特別会計の説明につきましては、以上でございます。

○小田木会計管理者兼会計課長 続きまして、342ページをお開きください。

このページからは一般会計と特別会計の実質収支に関する調書でございます。

一般会計につきましては、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越す財源となります。継続費通次繰越額及び繰越明許費繰越額を差し引きしました実質収支額は、30億8,332万5,000円でございます。

次ページの国民健康保険会計から352ページの後期高齢者医療会計までの10の特別会計の実質収支に関する調書につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

○荒井総務部長 続きまして、財産に関する調書について御説明いたします。

354, 355ページをお願いいたします。

まず、公有財産のうち、(1)の土地及び建物につきましては、合計欄で申し上げますと、土地につきましては、決算年度末現在高は前年度末より増となっております。主なものは、水戸城跡周辺地区整備事業用地の取得や開発行為に伴う街区公園や児童遊園等の帰属などでございます。建物につきましては、木造及び非木造を合わせた延べ面積の合計は前年度末より増となっております。主なものは、市役所本庁舎の建設、見川中学校の増改築、河和田住宅の建設などでございます。

356ページをお開き願います。

(2)の山林、(4)の物件、(5)の無体財産権、(6)の有価証券については、それぞれ年度中の増減はございません。

357ページをごらんいただきたいと思います。

(7)の出資による権利につきましては、上から3つ目でございますが、茨城県信用保証協会への損失補償寄託金が減となったことにより、決算年度末現在高の合計は358ページの合計欄のとおりとなっております。

○小田木会計管理者兼会計課長 続きまして、359ページから362ページまでの物品について御説明いたします。

取得価格が1件100万円以上の重要物品につきましては、決算年度中に移動のあった物品は、区分欄に記載した130品目のうち38品目で、内訳は増加したものが26品目、減少したものが12品目となっております。

次に、363ページをごらんください。

債権につきましては、決算年度の翌年度以降に収入となる債権の決算年度中の増減額と年度末の現在額の状況でございます。

1行目の市民税個人現年課税分につきましては、平成30年度に賦課した特別徴収額のうち平成31年度の4月と令和元年度の5月に徴収する金額でございます。

以下、地域改善対策住宅新築資金等貸付金から東前第四土地区画整理事業換地処分清算金までのそれぞれの債権につきましても、翌年度以降に収入となる金額でございます。

○園部財務部長 364ページをお開き願います。

基金につきましては、財政調整基金を初め16の基金の総額は、平成30年度中に24億4,077万3,000円の減となり、年度末残高は84億5,336万5,000円と前年度末から22.4%の減となっております。また、下段、定額資金運用基金である土地開発基金の現在高は、現金と不動産を合わせ25億7,000万円であり、その内訳は記載のとおりでございます。

以上をもちまして、平成30年度決算の概要説明を終了させていただきます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○内藤委員長 以上で、執行部の説明は終わりました。

今後の審査の日程等について

○内藤委員長 次に、今後の審査の日程等についてでございます。

初めに、委員会審査の方法についてでございますが、委員会審査の効率化を図るため、前例に倣い、委員の発言は通告制を採用し、通告順に委員ごとに質疑を行ってまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内藤委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

次に、質疑時間等についてでございます。

前例に倣い、通告者1人当たりの持ち時間をおおむね1時間とし、通告者の質疑の後に行います関連質疑の取り扱いにつきましては、全ての通告を通しまして、委員1人当たりの持ち時間をおおむね10分間といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

中庭委員。

○中庭委員 今、委員長から、質疑時間等はどうかというので、1時間というのがありました。しかし、私はとても、1時間では足りないということで、特に一般会計もあるし、特別会計もいっぱいあるんです。国保、介護、後期高齢者医療、いろいろいっぱいありますので、ぜひ、これは1時間じゃなくて、制限なしに、例えば2時間までにするとかいうことで、ぜひ、時間を延ばしていただきたい。昔は、私たちが最初のころは時間制限なかったんですよ。

〔「いつの話」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 10年ぐらい前まで制限がなかったんですよ。

だからね、そういう点ではね、1時間というのは、これではとても審議できない時間なんですよ。

実際ね、ほかの議会の調査をいたしましたけれども、この1時間と制限しているところってほとんどないですよ。ですから、私はね、やはり質疑と答弁で1時間というのは、これは、ぜひ撤廃していただきたい。無制限で、あるいは2時間程度まで認めるとかいうことをね、きちんとしてほしいと。それからね、関連質疑で10分っていうのがありますよね。10分、これもね、短いですよ。皆さんも経験したと思うんですけども、何人かの方々がたくさん発言する中で、10分で関連質疑なんかできっこないんですよ。だから、そういう点では、やはり決算特別委員会は議論を十分に行って、どこが財政の問題点だったのか、何が教訓なのかというのをきちんとね、明らかにするのがこの決算特別委員会の任務だと、市民から負託された私たち市議会議員の責務だというふうに思いますので、時間制限は取り払っていただきたいというふうに思います。

○内藤委員長 ほかにございますか。

福島委員。

○福島委員 決算認定というのは、法律上、万一、議会が認定しなくたっていいんですよ。というのは、予算でもう使うときに認めてるんだ。だから法律上決まってるんだよ。だから、私もずっと監査委員をやっていたから余り質問しないかもしれないが、そういう意味で今までどおり、先ほど委員長が言われたとおり決

めてください。お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

○内藤委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、発言通告の提出期限でございますが、委員長宛てに9月5日午後5時までに提出いただくということでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内藤委員長 それでは、9月5日午後5時までに提出をお願いいたします。

次に、決算審査に係る追加資料の請求についてお諮りいたします。

追加資料の請求は、発言通告書と同様、委員長宛てに9月5日午後5時までに提出いただくということでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内藤委員長 それでは、9月5日午後5時までに提出をお願いいたします。

次に、委員会の審査日程でございます。委員会の審査日程が、本日を除き3日間となっておりますので、今後の審査の日程や発言通告の進め方等につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内藤委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

なお、次回の委員会は9月17日火曜日午前10時から開催させていただきます。

それでは、本日の委員会はこの程度をもちまして散会させていただきます。

御苦労さまでした。

午前11時57分 散会